

松浦市避難所施設
整備費補助金

問 防災課防災安全係

☎内線 326

自治公民館（地区公民館）を地域住民の避難所として活用することを目的として行う改修事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象となる地区の要件】

- ① 自治公民館を所有
- ② 自主防災組織を立ち上げたことを市に届出済
- ③ 災害時には自治公民館を避難所として開設、運営ができる

【対象となる費用】

暴風対策機能向上（雨戸の整備、防災ガラスへの改修など）に係るもの

【補助金額】

一事業につき上限30万円

【計画届提出期限】

6月28日（金）

事業の詳しい内容については、問合せ先までお尋ねください。

危険な空き家住宅は
ありませんか

問 都市計画課住宅係

☎内線 217

危険な空き家の除去費用の一部を補助します。

【補助金の額】

補助対象工事費の2分の1、限度額100万円

【対象となる空き家住宅】

市内にある1年以上使用されていない不良住宅で、周辺への危険性があるものなど

【申請期限】

11月29日（金）

【採択方法】

対象となる空き家住宅で倒壊等危険性の高い建物を優先的に予算の範囲内で採択します。

【申込方法】

問合せ先までお尋ねください。

令和6年度松浦市3世代同居・近居促進事業

問 都市計画課住宅係 ☎内線 234

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します。

【補助対象者】

- ① 多子世帯で自ら居住するために中古住宅を取得しようとする者
- ② ①の際にあわせて住宅を改修しようとする者
- ③ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するために住宅を改修しようとする者
- ④ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するために中古住宅を取得しようとする者

【補助の内容】

- ① 中古住宅の取得（土地代金は含みません）
- ② 以下の改修工事
▽間取りの変更等▽キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設▽バリアフリー改修
▽屋根、天井、外壁、床、窓の断熱改修▽浄化槽の設置、取り替え

【補助金の額】

- 補助対象経費の5分の1以内（限度額40万円）
- ※次の場合には、それぞれ加算した額を限度額とします。
- ・子育て応援団体所属者の申請の場合 4万円
 - ・新たに3世代で同居する者の申請の場合 20万円
- ※申請前に契約、着工すると補助対象になりませんのでご注意ください。

【申込期限】 11月29日（金）

【申込方法】 問合せ先までご相談ください。



市民協働まちづくり事業

問 建設課道路河川係 ☎内線 203
 福島支所地域振興課 ☎内線 45
 鷹島支所地域振興課 ☎内線 24

市が管理する市道などについて、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費を補助します。

【対象となる作業】

- ① 市道の除草作業、側溝清掃、陰切り作業など
- ② 河川の清掃作業、河床浚渫作業など
- ③ 法定外公共物の災害復旧、舗装作業など

【対象となる費用】

作業に必要な機械借上料、原材料、特殊な機械の運転手賃金（市で決定している労務謝金）、機械の燃料費、作業時の保険など

【補助率】

- ① 市道に関するもの…全額
 - ② 河川に関するもの…全額
 - ③ 法定外公共物に関するもの…7割
- ※補助限度額は、市が必要と認める範囲内で、一申請、一事業につき100万円以内

※市道などの陰切り作業を行う際に電柱や電線が支障になる場合は建設課へご相談ください。

【申請期限】 9月30日（月）

松浦市生活道路整備事業

問 建設課管理係 ☎内線 202

生活道路の整備について、原材料を支給します。

整備計画がある場合は、地区の行政協力員を通じて申請してください。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総延長30メートル以上、幅員1メートル以上の生活道路

【支給範囲】

生活道路の改修舗装および路肩の補修ならびに生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】

生コンクリート、碎石など

【支給率】

市が必要と認めた量の7割 ※3割は申請者負担となります。

【申請期限】 7月31日（水）

【お知らせ】

申請書類および事業の詳細内容については、問合せ先までお尋ねください。

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

問 建設課道路河川係 ☎内線 203

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となっている箇所があります。通行車両や歩行者の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り張り出した樹木の伐採にご協力をお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

○ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木、道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の車両や歩行者などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。（道路法第43条）

○建築限界

道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5メートル、歩道の 2.5メートルの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。（道路法第30条及び道路構造令第12条）

○作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う場合がありますので、事前に九州電力またはN T Tに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。

○お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、緊急の場合などには、道路通行に支障となっている樹木や枝などを予告なく伐採、撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

